平成２６年（フ）第３７３６号
大阪市平野区加美東２丁目７番33号
破産者　有限会社石井ライト工業
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８０号
大阪市北区梅田１丁目１番３号
破産者　株式会社トゥードット
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９０２号
大阪府八尾市竹渕２丁目94番地の８
破産者　株式会社吉田工務店
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８号
大阪府和泉市池上町４丁目３番47号
破産者　三好電気工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９４５号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目47―２―202
破産者　株式会社トランスポートオカモト
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
青森市幸畑３丁目６番６号
破産者　株式会社Ａ＆Ｋコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目26番地２―201、住民票上の住所東京都八王子市別所２丁目18番地３―203号
破産者　高島　賢治
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７０６号
東京都青梅市梅郷６丁目1342番地の４
破産者　河野　信二
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８８０号
神奈川県中郡二宮町山西916番地１
破産者　有限会社オージーコーポレイション
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８８１号
東京都町田市南成瀬２丁目26番地７コンフォール南成瀬Ａ―１
破産者　大神田立郎
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８８２号
東京都町田市南成瀬２丁目26番地７コンフォール南成瀬Ａ―１
破産者　大神田幸月
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
福井県あわら市温泉５丁目201番地
破産者　合名会社開花亭
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
岡山市南区新保1140番地４　メゾネット新保102号、旧住所岡山市南区福成３丁目６番１号
破産者　松川　安裕
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４５号
岡山市南区新保1140番地４　メゾネット新保102号、旧住所岡山市南区福成３丁目６番１号
破産者　松川　美保
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６８号
広島市西区井口４丁目28番21―201号　フレグランスヒル迫田Ｂ棟
破産者　山本　綾子
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９号
愛媛県南宇和郡愛南町柏372番地
破産者　有限会社旭屋
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３１４号
高知県南国市元町１丁目８番２号
破産者　株式会社システック
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目34番29号
破産者　宮里　美穂
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９９号
福岡県筑紫野市紫２丁目７番21―202号
破産者　丸山　律子
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５２５号
福岡市博多区東比恵３丁目24番26―601号
破産者　崎詰　大介
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部